

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

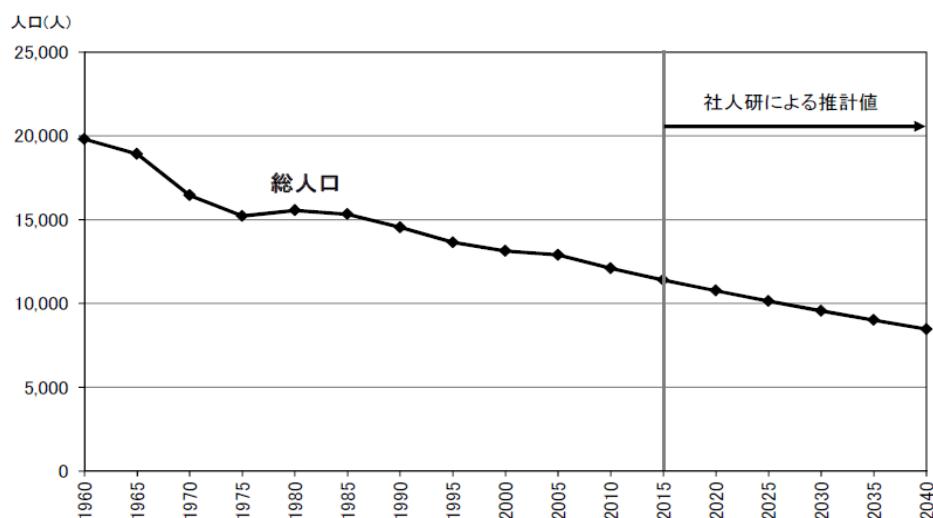
徳之島町は奄美群島の中央部に位置し、平成 29 年に国立公園に指定された井之川岳と天城岳をはじめ、その山麓に広がる広大な畑地や水量の豊富な河川に囲まれる自然豊かな町である。また、島の海の玄関口である亀徳新港を有する交通の要衝として利便性も高いことから、地域特性を活かした事業者が集積するまちとして栄えてきた。

本町の人口は、1960 年に 19,804 人であったが、高度経済成長の影響等を受け、1975 年には 15,215 人と約 23%減少し、その後も減少傾向が続き、2010 年に 12,090 人、2015 年には 11,359 人となっている。

本町には大学等の高等教育機関がないため、高等学校卒業と同時に 8 割以上の子ども達が島外へ進学・就職のため転出し、転出後の U ターンの受け皿が限られていることから、人口は減少し続けている。

国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も人口減少の傾向が続き、2040 年には総人口が約 8,400 人になると推計されている。(下図)。

【図 1】人口の推移



出典：総務省「国勢調査」(2010年まで)、2015年以降は、社人研推計値

大学等の高等教育機関がない本町においては、高等学校卒業後の進学・就職に伴う島外への転出が不可避であり、15～19歳から20～24歳になるときに約380人という大幅な転出超過となっている(2005年から2010年の人口移動)。

奄美群島12市町村では、20～44歳人口を「チャレンジ世代」として島の可能性

を切り開く主体と位置付けており（『奄美群島成長戦略ビジョン』平成 25 年 2 月、奄美群島広域事務組合）、将来にわたり本町の持続性を担保していくためには、「チャレンジ世代」の U ターンを誘発し、地域資源を十分に活用した農産物や特産品等の販売など、島の魅力を島外に十分に伝え、観光客が訪れる環境を整備し、産業基盤を強化していくことが必要となっている。

また、「奄美・琉球」世界自然遺産登録を見据え、島の魅力を発信し、他の観光地との差別化や奄美大島からのホッピングを図るとともに、自然と共生してきた島の先人の生活文化を守りながら、将来にわたり持続可能な地域づくりを目指す必要がある。

これらの課題を踏まえ、徳之島の在来作物等の地域資源の成分分析による機能性等での優位性と台風常襲地帯での生産・加工法を実証・確立を支援し、「ヘルシーブランド」の創出を目指して取り組んでいる。

また、在来作物等の地域資源を活用した、農業体験や農家民泊等の都市農村交流による「ヘルシーブランド」の情報発信と同ブランドを活用したビジネスモデルの構築、徳之島の地域資源を使った特産品のブランド化と島外への販路開拓、情報発信を一体的に行うことで、交流人口の創出とそれに伴う仕事づくり、さらには「チャレンジ世代」の U ターン・I ターンを促進につなげる。

【図 2】産業別事業所数、従業者数（民営事業所のみ）

区 分		平成 28 年			
		事業所数		従業者数	
			構成比 (%)		構成比 (%)
総 数		760	100.0	4,420	100.0
第 1 次	農林漁業	9	1.2	64	1.4
第 2 次	建設業	63	8.3	450	10.2
	製造業	30	3.9	219	5.0
	小計	93	12.2	669	15.2
第 3 次	卸売業、小売業	232	30.5	1,061	24.0
	宿泊業、飲食サービス業	126	16.6	454	10.3
	医療、福祉	44	5.8	1,122	25.4
	その他	256	33.7	1,050	23.8
	小計	658	86.6	3,687	83.5

出典：統計局 経済センサス 活動調査（平成 28 年 6 月 1 日現在）

※数値は四捨五入のため、総数と内訳数の合計は必ずしも一致しない。

このような取り組みを進める中で、第 1 次産業においては、農業従事者の高齢化や漁業就業者の減少、遊休農地の増加といった課題に直面しており、経営能力の高

い担い手育成や遊休農地集約による意欲ある生産者の規模拡大など、生産性の高い農業を振興する必要がある。

第2次産業においては、従業者数が全体の1割以上を占めるなど、雇用の受け皿として重要な役割を担っており、本町の経済に与える影響も大きい中、経営者の高齢化や後継者不足、人手不足といった課題に対応するため、生産性の向上やイノベーションによる企業体質の強化、新規事業への挑戦、企業経営者の育成等に取り組む必要がある。

また、第3次産業については、本町を支える主要な産業として、より一層の底上げを図る必要がある。これら全産業において、町内中小企業の全体的な生産性の向上により、Uターン志向の醸成という「新しい人の流れ」の創出を併せて行うことにより、本町域内の産業発展と経済活性化へつなげることが喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業が多様で活力のある成長発展を遂げ、更なる地域経済の活性化と住民生活が向上していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が、年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、卸売・小売業、運輸業、宿泊業、飲食サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済や雇用を支えているため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、多くが南部地域に立地しているが、北部地域への企業誘致等の経済振興策にも取り組んでおり、町全体で事業者の生産性向上を実現する観点から、町内全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、卸売・小売業、運輸業、宿泊業、飲食サービス業と多岐にわたり、多様な業種が本町の経済や雇用を支えている。本町の事業

者の業種・事業は特定の業種・事業に集中しておらず、幅広い業種・事業が展開されていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

①対象業種

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

②対象事業

本計画において対象とする事業は、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

先端設備等導入計画の認定に際しては、以下の点に配慮するものとする。

- ・ 人員削減を目的とした取り組みは先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。